

# 山梨県小学生バレーボール連盟 新型コロナ対応マニュアル（選手・指導者・保護者に対応）

## 1-1 <日頃の対応>

- ・朝夕の検温と行動記録の作成
- ・手指衛生及びマスクの着用
- ・咳エチケットの徹底
- ・練習開始時及び終了時の手洗いとアルコール消毒の徹底

## 2-1 <感染が疑われる場合の対応>

1. 次の事項にひとつでも該当する場合は練習せず、自宅待機とする。
  - 平熱を超える発熱（平熱より1度以上高い、又は概ね37度5分以上）がある。
  - 咳、のどの痛みなど風邪の症状がある。
  - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある。
  - 臭覚や味覚に異常を感じる。
2. 練習中に該当する症状が現れた場合は、速やかに帰宅させる。
3. 症状が出現（特に発熱）した場合には、速やかに「かかりつけ医」等に電話相談し、新型コロナウイルス検査の必要性も含め、感染の有無を確認する。

## 3-1 <症状の出現はあったものの検査結果が陰性であった場合>

陰性の結果をもって、症状が無くなりしだい練習復帰できる。

## 3-2 <症状の出現はあったものの検査を受けられなかった場合>

ドクターが受ける必要がないと判断した場合には、症状が無くなり次第、練習復帰できる。

## 4-1 <感染が確認された場合の対応>

1. 保健所、医療機関の指示に従うとともに、10-1~3までのルールに従うこと。
2. 状況報告を速やかに理事長に報告する。

## 5-1 <濃厚接触者と判断された場合>

検査結果が陽性の場合	感染者と同様の対応
検査結果が陰性の場合	感染者との最終接触から14日間の自宅待機及び健康観察 健康観察期間中は、毎日の検温、健康状態のチェック 不要不急の外出はできる限り控える。止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避け、外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策を徹底

## 5-2 <濃厚接触者と判断されなかった場合>

行政上の検査対象者に該当しないため、無料での検査も受けられないし、何の制約も発生しない。

## 6-1 <濃厚接触者（家族を含む）と接触した場合>

濃厚接触者が陽性の場合 濃厚接触者に該当すれば5-1の取り扱い、該当しなければ5-2の取り扱い  
濃厚接触者が陰性の場合 何の制約も発生しない。

## 6-2 <接触者（家族を含む）と接触した場合>

通常、接触者は行政上の検査対象者に該当しないため、何の制約も発生しない。

## 7-1 <次のいずれかに該当する場合>

- 14日以内に海外から入国した。
- 14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。
  - (1) 感染者との最終接触から14日間の自宅待機及び健康観察
  - (2) 健康観察期間中は、毎日の検温、健康状態のチェック
  - (3) 不要不急の外出はできる限り控える。止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避け、外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策を徹底

## 8-1 <学校で感染が確認された場合>

1. 学校の規制に従うこと。
2. 学校の規制がない場合
  - ① 何の制約も行わない。

## 8-2 <チーム内で感染が確認された場合>

- ① 感染者本人及び濃厚接触者を除いて参加することができる。  
ただし、5-1、5-2、6-1、8-1に準ずる。

## 9-1 <家族の職場で感染が確認された場合>

1. 家族が濃厚接触者と判断された場合
  - ① 6-1の取り扱いとする。
2. 家族が濃厚接触者と判断されなかった場合
  - ① 何の制約も行わない。

## 10-1 <医療機関に入院した場合の退院基準>

(参考) 期間計算のイメージ図

(1) 有症状 (陽性)

### 【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



### 【無症状病原体保有者の場合】

(2) 無症状 (陽性)

① 検体採取日 (陽性確定に係る検体採取日) から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



① 発熱等の症状が出現してから10日間が経過し、かつ、発熱などの症状が軽快してから、72時間が経過すれば、PCR等検査) を経ずに退院が可

② 10日間が経過していない場合でも、症状が軽快して24時間後にPCR等検査を実施 (1回目) し、陰性が確認されたら、1回目の検体採取後24時間後に再度PCR等検査を行い (2回目)、2回連続で陰性が確認された場合にも退院が可能です。ただし、PCR等検査で陽性が確認された場合は、再度PCR等検査を2回行います。

① 検査のための検体をとった日から10日間を経過すれば、PCR等検査を経ずに退院が可能です。

② 検査のための検体をとった日から6日間が経過し、PCR等検査を実施 (1回目) し、陰性が確認されたら、1回目の検体採取後24時間後に再度PCR等検査を行い (2回目)、2回連続で陰性が確認された場合にも退院が可能です。ただし、PCR等検査で陽性が確認された場合は、再度PCR等検査を2回行います。

※退院後の4週間は、毎日、体温測定を行うなどの自己健康管理といった対応をし、社会生活を送ること。

## 10-2 <自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準>

重症化のリスク要因 (高齢者や基礎疾患 (糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)) を有さない場合に、医師の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合も、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能

## 10-3 <練習復帰までの目安>

練習復帰に際しては、退院や自宅・宿泊施設での療養後、1週間程度の自宅待機とする。自宅待機が困難な場合は、復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際にはできるだけ練習させない。